

○由布市企業立地促進条例施行規則

平成27年3月12日

規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、由布市企業立地促進条例（平成27年条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(新規雇用従業者)

第2条 条例第2条第8号に規定する新規雇用従業者は、事業所の立地に伴い、操業開始日前6月から操業開始日後3月まで（市内に事業所を有しない事業者が行う事業所の立地のときは操業開始日前6月から操業開始日後1年を経過する日まで）に、新たに1年を超えて就業することが見込まれる雇用保険法（昭和49年法律第116号）の適用を受け、かつ、市内に住所を有する者（短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）第2条に規定する短時間労働者を除く。）とする。ただし、事業者が増設等を行う場合にあっては、従前の従業者数より増員となるものに限る。

(指定申請)

第3条 条例第3条第1項の規定により立地企業の指定を受けようとする事業者は、新設の場合は、用地の取得又は賃貸借契約締結の日から起算して1年以内に、増設等の場合は、生産を増産させる設備等に係る取得契約締結の日から起算して1年以内に、立地企業指定申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 法人登記簿謄本及び定款
- (2) 事業概要説明書
- (3) 事業所の位置図及び配置図
- (4) 事業所の建設計画を記載した書面
- (5) その他市長が必要と認める書類

(指定通知)

第4条 市長は、条例第3条第2項の規定により立地企業の指定をしたときは、当該申請者に対し、立地企業指定通知書（様式第2号）により、その旨を通知するものとする。

(遵守義務)

第5条 立地企業は、用地の取得又は賃貸借の契約締結後1年以内にその土地を敷地として、自ら土地造成又は事業所の建設に着手しなければならない。

2 立地企業は、用地の取得又は賃貸借の契約締結後、3年以内に操業を開始しなければならない。

3 前2項に規定するもののほか、立地企業は、関係法令、条例及びこの規則

に定める事項を遵守しなければならない。

(変更事項の届出)

第6条 立地企業は、第4条の規定による指定通知書を受けた後、申請事項に変更が生じた場合は、速やかに立地企業指定事項変更届出書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(変更事項の承認)

第7条 市長は、前条の規定により指定事項変更届出書を受理したときは、これを審査し、適当と認められる場合は、変更事項を承認することができる。

2 市長は、前項の規定により変更事項を承認したときは、立地企業指定事項変更承認通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(業種)

第8条 条例第2条第1号に規定する業種は別表第1のとおりとする。

(交付申請)

第9条 条例第5条の規定による補助金の交付を受けようとするものは、立地企業補助金交付申請書(様式第5号)を操業開始日から起算して6月以内に支払いを証明する書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による補助金の交付請求を行ったものは、当該交付請求の日から1年を経過した日から起算して30日以内に雇用状況報告書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定通知)

第10条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、適当と認められる場合は、補助金の交付を決定し、立地企業補助金交付決定通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(交付請求)

第11条 前条の規定により通知を受けた立地企業が、補助金の交付を請求するときは、立地企業補助金交付請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(操業の廃止等の届出)

第12条 立地企業は、当該事業所の操業の全部又は一部を廃止し、又は休止したときは、立地企業操業(廃止・休止)届(様式第9号)を、その事実が発生した日から10日以内に市長に提出しなければならない。

(取消しの通知)

第13条 市長は、条例第9条の規定により指定を取り消す場合は、立地企業指定取消決定通知書(様式第10号)により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による通知により、補助金の交付決定を取り消す場合は、立地企業補助金交付決定取消通知書(様式第11号)により通知するも

のとする。

(補助金の返還命令)

第14条 市長は、条例第9条の規定により補助金の返還を命ずる場合は、立地企業補助金返還命令通知書(様式第12号)により行うものとする。

(承継の届出等)

第15条 条例第8条の規定により立地企業の事業を承継した者は、立地企業事業承継承認願(様式第13号)に次の各号に掲げる書類を添えて、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 承継の事実を証する書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の承認願を受理したときは、これを審査し、相当と認められる場合は、立地企業事業承継承認通知書(様式第14号)により通知するものとする。

(検討会議)

第16条 市長は、条例第3条に規定する内容を審査する機関として、由布市企業立地検討会議(以下「検討会議」という。)を設け、申請内容等について調査、検討させるものとする。

2 検討会議は次の者で組織する。

- (1) 副市長、総務部長、産業建設部長、各地域振興局長、建設課長、農政課長、水道課長、都市・景観推進課長、総合政策課長
- (2) 市長は、前項に規定するもののほか、必要に応じて、学識経験者若干名を検討会議の委員に加えることができる。

3 検討会議に座長を置き、座長は副市長をあて、検討会議を総理する。

4 検討会議は次に掲げる事項について調査、研究を行う。

- (1) 企業立地の認定に関すること。
- (2) 企業立地推進に関すること。
- (3) 誘致企業の場所等の調査と方策に関すること。
- (4) 調査等の有無の決定に関すること。
- (5) その他企業立地の目的を達成するため必要な事項

(委任)

第17条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1

業 種 名

食料品製造業
清涼飲料製造業
酒類製造業
茶・コーヒー製造業
製氷業
化学繊維製造業
炭素繊維製造業
木材・木製品製造業
家具・装備品製造業
パルプ・紙・紙加工品製造業
印刷・同関連業
化学工業
石油製品・石炭製品製造業
プラスチック製品製造業
ゴム製品製造業
窯業・土石製品製造業
鉄鋼業
非鉄金属製造業
金属製品製造業
はん用機械器具製造業
生産用機械器具製造業
業務用機械器具製造業
電子部品・デバイス・電子回路製造業
電気機械器具製造業
情報通信機械器具製造業
輸送用機械器具製造業
電気業
ガス業
熱供給業
情報サービス業
インターネット附随サービス業
映像・音声・文字情報制作業
道路貨物運送業

倉庫業
こん包業
各種商品卸売業
繊維・衣服等卸売業
飲食料品卸売業
建築材料， 鉱物・金属材料等卸売業
木材・竹材卸売業
農業用機械器具卸売業
家具・建具卸売業
学術・開発研究機関
自然科学研究所
専門サービス業
技術サービス業
情報通信技術利用業